

消費者政策担当課長会議の設置について

〔平成16年9月9日
消費者政策会議幹事会決定〕

1. 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、消費者政策担当課長会議（以下「会議」という。）を設置する。
2. 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは構成員を追加することができる。
3. 議長は、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策の推進等に係る事項のうち特定事項に関する連絡、情報交換、協議等を機動的に行うため、当該特定事項に関する構成員の出席を求めて関係省庁等担当課長会議を開催することができる。
4. 会議の庶務は、内閣府国民生活局消費者企画課において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

議 長 内閣府国民生活局長
構成員 内閣官房内閣参事官
司法制度改革推進本部事務局 参事官
公正取引委員会事務局 経済取引局取引部消費者取引課長
警察庁 生活安全局生活環境課長
防衛庁 長官官房文書課長
金融庁 総務企画局政策課長
総務省 大臣官房企画課長
法務省 大臣官房秘書課長
外務省 経済局政策課長
財務省 大臣官房総合政策課長
文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課長
厚生労働省 参事官（社会保障担当）
農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課長
経済産業省 商務情報政策局消費經濟部消費経済政策課長
国土交通省 総合政策局政策課長
環境省 総合環境政策局総務課長
内閣府 食品安全委員会事務局総務課長
内閣府 国民生活局消費者企画課長
内閣府 国民生活局消費者調整課長